

最新の科学的知見に基づく今後の水質基準等の改訂方針（案）

1. 趣旨

水質基準については、平成 15 年の厚生科学審議会答申（以下「平成 15 年答申」という。）において、最新の科学的知見に従い、逐次改正方式により見直しを行うこととされており、厚生労働省では水質基準逐次改正検討会を設置し所要の検討を進めている。

平成 15 年 4 月 28 日 厚生科学審議会答申（厚科審第 5 号）

I. 基本的考え方

3. 逐次改正方式

水質基準については、最新の科学的知見に従い常に見直しが行われるべきであり、世界保健機関(WHO)においても、飲料水水質ガイドラインの 3 訂版では、今後は“Rolling Revision”（逐次改正方式）によることとし、従来のような一定期間を経た上で改正作業に着手するという方式を改めるとしている。

我が国の水質基準においても、理念上は逐次改正方式によることとされているが、これを実効あらしめるためには、例えば、関連分野の専門家からなる水質基準の見直しのための常設の専門家会議を設置することが有益である。

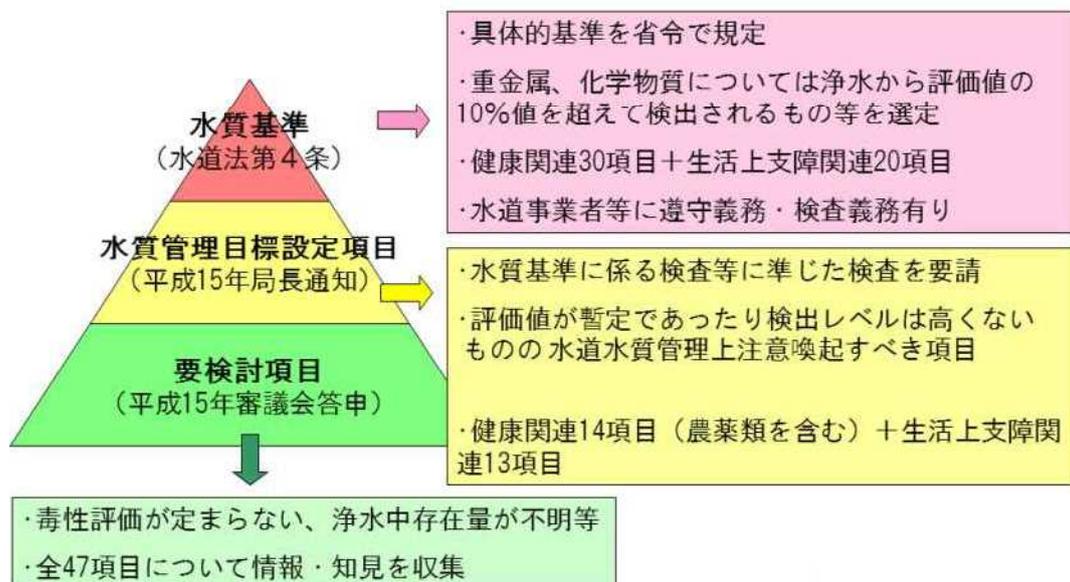


図 1. 水質基準等の体系図

平成 25 年度第 2 回水質基準逐次改正検討会（平成 25 年 12 月 11 日開催）において、内閣府食品安全委員会の新たな健康影響評価等の知見等に基づき、今後の水質基準等の改訂方針について検討され、見直しの方向性が整理された。

2. 今後の水質基準等の見直し

第14回厚生科学審議会生活環境水道部会（平成25年3月19日開催）以降の水質基準逐次改正検討会における水質基準等の見直しに係る審議概要は以下のとおり。

2-1. 内閣府食品安全委員会の食品健康影響評価等に基づく評価値の設定・見直し

平成15年答申に基づく現行の基準値・目標値及び評価内容について、内閣府食品安全委員会の新たな評価結果等を踏まえた対応方針（案）が次表のとおりとまとめられた。

(1) 農薬類以外

内閣府食品安全委員会による食品健康影響評価の結果が示され、これまでに開催された厚生科学審議会生活環境水道部会において未検討のもの（農薬類以外）は以下のとおり。

○水質基準項目

- ・クロロ酢酸 【H24.5.10 通知】
- ・ジクロロ酢酸 【H25.4.15 通知】
- ・トリクロロ酢酸 【H24.5.10 通知】

○水質管理目標設定項目

- ・フタル酸ジ（2-エチルヘキシル） 【H25.4.15 通知】

これらの物質に係る現行評価値の設定根拠（平成15年の厚生科学審議会答申）及び食品健康影響評価の結果並びに対応方針（案）は、3～6ページに掲げるとおり。

また、この結果、現行よりも基準値が強化されるジクロロ酢酸及びトリクロロ酢酸について、水道統計水質編（平成22年度）のデータ（全5,896地点）に基づき、これらの物質が当該新基準値（案）を超えて検出されたケースを対象として、高濃度で検出された原因や検出を踏まえた対応についてアンケートを行い、別紙のとおりまとめた。

ジクロロ酢酸にかかる新基準値（案）を超えて検出された6地点のうち、廃止予定の1地点を除く5地点については、いずれも検出時に活性炭注入が行われていなかった。トリクロロ酢酸にかかる新基準値（案）を超えて検出された22地点については、活性炭注入又は中間塩素処理・後塩素処理など、消毒副生成物を抑制する対策がある程度講じられていると考えられる地点でも、新評価値（案）を超過した箇所もあった。

○ クロロ酢酸（水質基準項目）

項目	番号	物質名	現行(H15年答申)	食安委の評価内容(H24.5.10)	対応方針(案)
水質基準項目	21	クロロ酢酸	<p>DeAngeloら(1997)によるF344ラットの慢性毒性試験(104週間飲水投与試験)における絶対及び相対脾臓重量の増加から評価。</p> <p>LOAEL=3.5mg/kg 体重/日 TDI=3.5 μg/kg 体重/日 (UF=1,000)</p> <p>・評価値 : 0.02mg/L (1日2L摂取、体重50kg、寄与率20%)</p>	<p><<発がん性>> 発がん性を示す所見は認められなかった。</p> <p><<非発がん毒性>> H15年答申と同一の試験における体重増加率の減少、肝臓の絶対及び相対重量の減少、腎臓の絶対重量減少、精巢の相対重量増加から評価。</p> <p>NOAEL=3.5mg/kg 体重/日 TDI=3.5 μg/kg 体重/日 (UF=1,000) (種差10、個体差10、生殖・発生毒性に関するデータ不足10)</p> <p>・評価結果 TDIを設定することが適切。 TDI=3.5 μg/kg 体重/日</p>	<p>現行評価値(0.02mg/L)を維持。</p>

- 食品健康影響評価がTDI算出の根拠とした文献は、現行評価値の設定根拠と同一の文献であり、1日2L摂取、体重50kg、寄与率20%（消毒副生成物）を用いることにより現行と同一の評価値が導出される。

このため、現行値どおり0.02mg/Lを維持することが適当である。

○ ジクロロ酢酸（水質基準項目）

項目	番号	物質名	現行基準(H15年答申)	食安委の評価内容(H25.4.15)	対応方針(案)
水質基準項目	23	ジクロロ酢酸	<p>DeAngelo ら(1999)によるB6C3F₁マウスの慢性毒性試験(90~100週間経口投与試験)における肝発がん性の用量依存性から評価。</p> <p>10⁻⁵発がんリスク相当 VSD = 1.43 μg/kg 体重/日</p> <p>・評価値 : 0.04mg/L (1日2L摂取、体重50kg)</p>	<p><<発がん性>></p> <p>H15年答申と同一の試験における肝細胞癌又は肝細胞腺腫発生頻度の増加から評価。</p> <p>ベンチマークドースの95%信頼下限値 BMDL₁₀ = 12.9mg/kg 体重/日</p> <p>TDI = 12.9 μg/kg 体重/日 (UF = 1,000)</p> <p>(種差10、個体差10、発がん性10)</p> <p>BMDL₁₀を出発点として直線外挿を行うことにより算出した発がんユニットリスク = 7.8x10⁻³/(mg/kg 体重/日)</p> <p>(10⁻⁴、10⁻⁵、10⁻⁶に相当する摂取量は各13、1.3、0.13 μg/kg 体重/日)</p> <p><<非発がん毒性>></p> <p>Cicmanec(1991)によるビーグル犬の亜急性毒性試験(90日間経口投与試験)における肝臓の肝細胞空胞変性、精巣変性等から評価。</p> <p>LOAEL = 12.5mg/kg 体重/日</p> <p>TDI = 12.5 μg/kg 体重/日 (UF = 1,000)</p> <p>(種差10、個体差10、亜急性毒性試験及びLOAEL使用10)</p> <p>・評価結果</p> <p>非発がん毒性と発がん性の両方について評価を行うこととした。</p> <p><<発がん性>></p> <p>TDI = 12.9 μg/kg 体重/日</p> <p>発がんユニットリスク = 7.8x10⁻³/(mg/kg 体重/日)</p> <p><<非発がん毒性>></p> <p>TDI = 12.5 μg/kg 体重/日</p>	<p>現行評価値(0.04mg/L)を0.03mg/Lに強化。</p>

- 食品健康影響評価の結果のうち、発がん性については、発がん性のTDIから1日2L摂取、体重50kg、寄与率20%（消毒副生成物）を用いることにより求められる0.06mg/Lより発がんリスク10⁻⁵に相当するリスクレベルに相当する摂取量から1日2L摂取、体重50kgを用いることにより求められる0.03mg/Lの方が小さい。この値は、非発がん毒性のTDIから1日2L摂取、体重50kg、寄与率20%（消毒副生成物）を用いることにより求められる0.06mg/Lより小さいことから、評価値を現行の0.04mg/Lから0.03mg/Lに強化することが考えられる。

○ トリクロロ酢酸（水質基準項目）

項目	番号	物質名	現行基準(H15年答申)	食安委の評価内容(H24.5.10)	対応方針(案)
水質基準項目	27	トリクロロ酢酸	<p>DeAngeloら(1997)によるF344ラットの慢性毒性試験(104週間飲水投与試験)における体重の減少、絶対肝臓重量の減少、血清アラニンアミノ基転移酵素活性の増加、シアン化物非感受性パルミトイル CoA 酸化酵素活性の増加、肝細胞壊死の重症化から評価。</p> <p>NOAEL = 32.5mg/kg 体重/日</p> <p>TDI = 32.5 μg/kg 体重/日 (UF=1,000)</p> <p>・評価値 : <u>0.2mg/L</u> (寄与率は 20%)</p>	<p><<発がん性>></p> <p>DeAngeloら(2008)によるB6C3F₁マウスの慢性毒性試験(104週間飲水投与試験)における肝臓の腫瘍発生頻度及び腫瘍発生個数の上昇から評価。</p> <p>NOAEL = 6mg/kg 体重/日</p> <p>TDI = 6 μg/kg/日 (UF=1,000)</p> <p>(種差 10、個体差 10、発がん性 10)</p> <p><<非発がん毒性>></p> <p>DeAngeloら(2008)によるB6C3F₁マウスの慢性毒性試験(104週間飲水投与試験)における肝変異細胞巢の発生頻度の上昇から評価。</p> <p>LOAEL = 6mg/kg 体重/日</p> <p>TDI = 6 μg/kg/日 (UF=1,000)</p> <p>(種差 10、個体差 10、PPARαアゴニストとしての影響以外の可能性及び LOAEL の使用 10)</p> <p>・評価結果 非発がん毒性に関する TDI と発がん性に関する TDI を設定することが適切。</p> <p><<発がん性>></p> <p>TDI = 6 μg/kg 体重/日</p> <p><<非発がん毒性>></p> <p>TDI = 6 μg/kg 体重/日</p>	<p>現行評価値 (0.2mg/L) を 0.03mg/L に強化。</p>

- 食品健康影響評価の結果である発がん性及び非発がん毒性の TDI から 1 日 2L 摂取、体重 50kg、寄与率 20% (消毒副生成物) を用いることにより、評価値を現行の 0.2mg/L から 0.03mg/L に強化することが考えられる。

○ フタル酸ジ（２－エチルヘキシル）（水質管理目標設定項目）

項目	番号	物質名	現行(H15年答申)	食安委の評価内容(H25.4.15)	対応方針(案)
水質管理目標設定項目	9	フタル酸ジ（２－エチルヘキシル）	<p>Poonら(1997)によるSDラットの亜急性毒性試験(13週間投与試験)における精巣セルトリ細胞空胞化の発生頻度の増加から評価。</p> <p>NOAEL=3.7mg/kg 体重/日</p> <p>TDI=40μg/kg 体重/日 (UF=100)</p> <p>・評価値：0.1mg/L (1日2L摂取、体重50kg、寄与率10%)</p>	<p>フタル酸ビス(2-エチルヘキシル)(DEHP)の別名の同一化合物であることから、平成25年2月18日付けで通知したDEHPの評価結果を適用。</p> <p><<発がん性>></p> <p>ヒトにおいては経口曝露による発がん性は明らかではない。</p> <p><<非発がん毒性>></p> <p>Christiansenら(2010)によるラットの妊娠7日から分娩後16日までの強制経口投与試験における雄出生児で認められた肛門生殖突起間距離の短縮及び生殖器官の重量減少から評価。</p> <p>NOAEL=3mg/kg 体重/日</p> <p>TDI=0.03mg/kg 体重/日 (UF=100)</p> <p>(種差10、個体差10)</p> <p>・評価結果</p> <p>TDIを設定することが可能。</p> <p>TDI=0.03mg/kg 体重/日</p>	<p>現行評価値(0.1mg/L)を0.08mg/Lに強化。</p>

- 食品健康影響評価の結果であるTDIから1日2L摂取、体重50kg、寄与率10%を用いることにより、評価値を現行の0.1mg/Lから0.08mg/Lに強化することが考えられる。

(2) 農薬類

内閣府食品安全委員会による食品健康影響評価の結果が示され、これまでに開催された厚生科学審議会生活環境水道部会において未検討のもの（農薬類）は以下のとおり。なお、次表において、網掛けの部分は、現行評価値と異なる対応方針（案）が得られた物質を表している。

略号 ^(*1)	項目	用途	食品安全委員会 評価結果通知	評価内容: ADI (mg/kg 体重/日)	新評価 値 ^(*2) (mg/L)	現行評 価値 (mg/L)	対応方針
対-001	1,3-ジクロロプロペン	殺虫剤	2013年2月18日	0.02	0.05	0.002	緩和
対-007	アセフェート	殺虫剤 殺菌剤	2013年9月30日	0.0024	0.006	0.006	
対-011	アラクロール	除草剤	2013年3月18日	0.01	0.03	0.03	
対-021	エトフェンプロックス	殺虫剤 殺菌剤	2013年8月5日	0.031	0.08	0.08	
対-025	オキシ銅(有機銅)	殺虫剤 殺菌剤	2013年4月22日	0.01	0.03	0.04	強化
対-033	キノクラミン(ACN)	除草剤	2013年10月7日	0.0021	0.005	0.005	
対-037	グルホシネート	除草剤 植物成長 調整剤	2013年7月29日	0.0091	0.02	0.02	
対-082	フェノブカルブ (BPMC)	殺虫剤 殺菌剤	2013年9月9日	0.013	0.03	0.03	
対-084	フェンチオン(MPP)	殺虫剤	2013年9月30日	0.0023	0.006	0.006	
対-091	フルアジナム	殺菌剤	2013年11月11日	0.01	0.03	0.03	
対-120	モリネート	除草剤	2013年3月4日	0.0021	0.005	0.005	
他-012	エトキシスルフロン	除草剤	2013年10月21日	0.056	0.1	0.1	
他-017	オキシリニック酸	殺菌剤	2013年11月11日	0.021	0.05	0.05	
他-052	トリフルミゾール	殺菌剤	2013年11月11日	0.015	0.04	—	新規設定
他-065	フェンバレレート	殺虫剤	2013年7月29日	0.017	0.04	0.05	強化

(*1) 略号について

- 対： 対象農薬リスト掲載農薬類
- 要： 要検討農薬類
- 他： その他農薬類

(*2) 食品安全委員会が設定した ADI を用いて、1 日 2L 摂取、体重 50kg、寄与率 10% と
して評価値を算出。

2-2. 水質検査結果に基づく水質基準項目及び水質管理目標設定項目の分類見直し

(1) 分類見直しの検討方法

第8回厚生科学審議会生活環境水道部会（平成22年2月2日開催）で了承いただいた「水質基準項目及び水質管理目標設定項目の分類の見直しについて」（表1）に従って、水質基準項目及び水質管理目標設定項目間での分類変更について検討した。

表1 水質基準項目及び水質管理目標設定項目の分類要件

	分類要件1 YES		分類要件1 NO
	分類要件2 YES	分類要件2 NO	
見直し時点で水質基準項目	水質基準項目	水質基準項目	水質管理目標設定項目
見直し時点で水質管理目標設定項目	水質基準項目	水質管理目標設定項目	水質管理目標設定項目

分類要件1：最近3ヶ年継続で評価値の10%超過地点が1地点以上存在

分類要件2：最近3ヶ年継続で評価値の50%超過地点が1地点以上存在
又は最近5ヶ年の間に評価値超過地点が1地点以上存在

(2) 超過状況の検討結果

平成25年度第2回水質基準逐次改正検討会において、水質基準項目及び水質管理目標設定項目の過去5年間（平成19年度～平成23年度）の水質検査結果（浄水（給水栓水））について、評価値の10%、50%、100%値に対する超過状況を整理し、検討を行った。

なお、過去5年間に基準値又は目標値が変更になった項目については、現行の基準値又は目標値により集計を行った。CNP-アミノ体は目標値が設定されていないため、分類見直しの対象から除外した。

亜硝酸態窒素、アンチモン及びその化合物、ニッケル及びその化合物、トリクロロホン（DEP）、メコプロップ（MCP）については、資料1-1に掲げる新評価値により、ジクロロ酢酸、トリクロロ酢酸、フタル酸ジ（2-エチルヘキシル）、1,3-ジクロロプロペン（D-D）、オキシ銅（有機銅）については、2-1.に掲げる新評価値（案）により、それぞれ集計を行った。

集計の結果、亜硝酸態窒素が水質管理目標設定項目から水質基準項目への分類変更該当した（表2，表3）。なお、資料1-1に示したとおり、亜硝酸態窒素を水質基準項目とすることについては、年度内の省令改正を経て、平成26年4月1日からの施行を予定しているところである。

表2 分類要件に基づく水質基準項目及び水質管理目標設定項目の分類結果

分類要件1 最近3ヶ年継続で評価値の10%超過地点が1地点以上存在		分類要件2 最近3ヶ年継続で評価値の50%超過地点が1地点以上存在 又は最近5ヶ年の間に評価値超過地点が1地点以上存在		水質管理目標設定項目
YES		NO		水質管理目標設定項目
YES		NO		水質管理目標設定項目
見直し時点で 水質基準項目	水質基準項目 カドミウム及びその化合物 ホウ素及びその化合物 ベンゼン クロロ酢酸 クロロホルム ジクロロ酢酸 ジブromクロロメタン 臭素酸 総トリハロメタン トリクロロ酢酸 ブromジクロロメタン ブromホルム ホルムアルデヒド 陰イオン界面活性剤 非イオン界面活性剤	水質基準項目 セレン及びその化合物 六価クロム化合物 四塩化炭素 1,4-ジオキサン シス-1,2-ジクロロエチレン及び トランス-1,2-ジクロロエチレン ジクロロメタン 亜鉛及びその化合物	水質管理目標設定項目	該当無し
	水質基準項目 亜硝酸態窒素	水質管理目標設定項目 アンチモン及びその化合物 ニッケル及びその化合物 フタル酸ジ(2-エチルヘキシル) 亜硫酸 二酸化塩素	水質管理目標設定項目 1,2-ジクロロエタン トルエン 1,1,1-トリクロロエタン メチル-tert-ブチルエーテル (MTBE) 1,1-ジクロロエチレン	水質管理目標設定項目 1,2-ジクロロエタン トルエン 1,1,1-トリクロロエタン メチル-tert-ブチルエーテル (MTBE) 1,1-ジクロロエチレン
見直し時点で 水質管理目標 設定項目	水質基準項目 亜硝酸態窒素	水質管理目標設定項目 アンチモン及びその化合物 ニッケル及びその化合物 フタル酸ジ(2-エチルヘキシル) 亜硫酸 二酸化塩素	水質管理目標設定項目 1,2-ジクロロエタン トルエン 1,1,1-トリクロロエタン メチル-tert-ブチルエーテル (MTBE) 1,1-ジクロロエチレン	水質管理目標設定項目 1,2-ジクロロエタン トルエン 1,1,1-トリクロロエタン メチル-tert-ブチルエーテル (MTBE) 1,1-ジクロロエチレン

表 3 分類要件に基づく農薬類（旧・第 1 候補群）の分類結果

分類要件1 最近3ヶ年継続で評価値の10%超過地点が1地点以上存在		分類要件2 最近3ヶ年継続で評価値の50%超過地点が1地点以上存在 又は最近5ヶ年の間に評価値超過地点が1地点以上存在		分類要件1 最近3ヶ年継続で評価値の10%超過地点が1地点以上存在	
YES		NO		NO	
水質基準項目	水質管理目標設定項目	水質基準項目	水質管理目標設定項目	水質基準項目	水質管理目標設定項目
該当無し	該当無し	チウラム 1,3-ジクロロプロパン (D-D) フェニトロチオン (MEP) プロピザミド ペンタゾン トリクロピル クロルピリホス イプロジオン キヤブタン フルトラニル メプロニル テルブカルブ (MBPMC) アタミホス ペンデイメタリン アラクロール ピロキロン ブレチラクロール チニルクロール プロモブチド アニロホス ジクロベニル (DBN) ジウロン (DCMU) フェンチオン (MPP) メソミル シメリン プロプロエジン エスプロカルブ ペンスルフロンメチル ジメタメトリン ホセチル ワラサスルフロロン シデユロン カフエンストロール シマジン (CAT)	イソキサチオン イソプロチオラン (IPT) ジクロボス (DDVP) イプロボス (LBP) カルボフラン (カルボスルフェン代謝物) トリクロルホン (DEP) エトリジアゾール (エクロメゾール) クロルネブ ペンシクロン アシユラム ナプロバミド ペンスリド (SAP) メコプロップ (MCPP) カルバリル (NAC) フサライド イソプロカルブ (MIPC) メチダチオン (DMTP) モリネート アトラジン ジメトエート エンドスルファン (ベンゾエゼン, エンドスルフェート) グリホサート ベノミル ジメベレート エチルチオメトン ダイムロン トリシクロール アゾキシストロビン ホリカーバメート チオジカルブ ピリプロキシフェン フィプロニル チオベンカルブ ダイアジン	クロタロニル (TPN) フェノカルブ (BPMC) EPN 2,4-ジクロロフェノキシ酢酸 (2,4-D) イゾフェンホス ピリダフェンチオン オキシシン銅 トルクロホスメチル メタラキシル ジチオピル ピリプチカルブ ペンフルラリン (ペスロジン) メチルダイムロン エディフェンホス (エジフェンホス, EDDP) メフェナセツト チオアアネートメチル カルプロバミド プロシミド ダラボン ジクロット エトフェンプロックス マラソン (マラチオン) ベンアラカルブ フェントエート (PAP) プロベナゾール ピフェノックス ピベロホス イミノクタジン酢酸塩 ハロスルフロロンメチル プロピコナゾール トリフルラリン	

3. 対応方針（案）

3-1. 評価値の設定及び見直し

水質基準項目（ジクロロ酢酸、トリクロロ酢酸）に係る新評価値（案）の設定については、食品安全基本法の規定に基づき、内閣府食品安全委員会の意見を聴くこととする。その後、パブリックコメント手続きを経て新基準値を設定し、平成 27 年 4 月 1 日から適用する。

水質管理目標設定項目（フタル酸ジ（2-エチルヘキシル））及び対象農薬リスト掲載農薬類に係る新評価値（案）の設定については、パブリックコメント手続きを経て新目標値を設定し、平成 27 年 4 月 1 日から適用する。

農薬類のうち、対象農薬リスト掲載農薬類以外の農薬類に分類されるものについては、本部会における審議をもって新目標値を設定し、平成 26 年 4 月 1 日から適用する。

3-2. 分類の見直し

平成 26 年 4 月 1 日（予定）から水質基準項目に追加する亜硝酸態窒素を除き、今般、水質基準項目及び水質管理目標設定項目間での分類変更は行わないこととする。

浄水（給水栓水）においてジクロロ酢酸が新評価値（案）を超過した水道事業者に対する聴き取り結果

地点	原水の種類	浄水処理方法	最高値	検査回数	全有機炭素 (TOC)		塩素注入率		遊離残留塩素濃度	活性炭注入率	高濃度検出の原因	高濃度検出を踏まえた対応
					原水	浄水	凝集・沈殿前	凝集・沈殿～ろ過				
01	表流水(自 流)	急速ろ過	0.035	4	1.5	1	1	2	0	0	夏場の水質悪化が原因と思わ れる。	夏場の水質悪化時には、塩素の注入 点を前から後塩素注入に変更する。
02	ダム放流	急速ろ過・前塩 素処理・中間塩 素処理	0.031	4	2.8	1.3	1.2	1.7	—	0	3 km 上流にダムがあり、降 雨により前駆物質（有機物） が増加。	粉末活性炭の使用（着水井）
03	ダム放 流・表流水 （自 流）	急速ろ過・前塩 素処理・後塩素 処理	0.039	4	2.4 （前日の データ）	1.3	3.52	—	0.55	—	水質検査日の前日・前々日に 降雨が見られ、主水源である 河川が高濁度になったため、 前塩素の注入量が増加した。 そのため、通常より消毒副生 成物の増加が見られた。	翌年度より、前塩素処理から中間塩 素処理に切替え、消毒副生成物の抑 制を実施。 【検出状況】 ・平成 23 年度 全地点最高値： 0.010mg/L ・平成 24 年度 全地点最高値： 0.015mg/L
04	ダム直接	急速ろ過・前塩 素処理・中間塩 素処理・後塩素 処理・アルカリ 剤処理	0.037	12	1.5	0.5	0.15	0.15	0.18	0.3	(記述なし)	※当該浄水場は、平成 25 年度に廃 止。
05	表流水(自 流)	急速ろ過・前塩 素処理・後塩素 処理	0.034	12	1.5	0.5	1.44	0.48	—	0.7	梅雨時期において、降雨が続 き、上流より何らかの排出源 があったものと思われる。	着水井での塩素注入をやめるか、少 なくし、ろ過前の注入点だけにす ることにより、ジクロロ酢酸を下げ る。

地点	原水の種類	浄水処理方法	最高値	検査回数	全有機炭素 (TOC)		塩素注入率		遊離残留塩素濃度	活性炭注入率	高濃度検出の原因	高濃度検出を踏まえた対応	
					原水	浄水	凝集・沈殿前	凝集・沈殿～ろ過					ろ過以降
06	湖沼水	急速ろ過・中間塩素処理	0.035	4	2.7	1.8	6.3	5.2	—	0.6	—	池を原水として取水している当該浄水場の原水は、夏場には水の循環しにくい成層状態になり池上層部はプランクトン藻類の増殖、池底部は鉄・マンガン等有機物が多くなる。原水取水口は池中間層に設置してあるが、有機物の形成層が広がり有機物等の量が多くなり、浄水処理過程において塩素注入により水中の有機物質と反応し生成されたと思われる。	当該浄水場は原水中の有機物の量が多いため、ろ過処理前に前処理施設にてエアレーション、砂ろ過及び塩素注入にてできるだけ水中の有機物を除去し浄水処理を行なっている。特に夏場においては塩素酸を含め消毒副生成物の生成を抑えるよう、塩素の注入量の監視及び前処理でのエアレーション量の調整を行う。前処理用のろ過砂は年1回は洗浄し3年に1回は抜替を行なっている。

単位：mg/L ※検査回数を除く。

「原水の種類」 「浄水処理方法」 「最高値」 「検査回数」 出典： 水道統計水質編 (平成 22 年度) — (公社) 日本水道協会

浄水（給水栓水）においてトリクロロ酢酸が新評価値（案）を超過した水道事業者に対する聴き取り結果

地点	原水の種類	浄水処理方法	最高値	検査回数	全有機炭素 (TOC)		塩素注入率		遊離残留塩素濃度	活性炭注入率	高濃度検出の原因	高濃度検出を踏まえた対応
					原水	浄水	凝集・沈殿前	凝集・沈殿・ろ過				
01	表流水 (自流)	緩速ろ過・後塩素処理	0.033	4	1.7	2.3	0	0	2.4	0.7	0	<p>有機物上昇による塩素注入率の増が原因と考えられる。水源周辺及び上流は国有林であるため、殺鼠剤等をまいている可能性はあるが、当方では解りかねる。</p> <p>原水濁度 40 度で取水停止を行い、ろ過速度を落とすためにろ過流量を減らし、有機物を少しでも除去できるように努力しているが、それでも浄水濁度 0.1 を超えている時がある。</p>
02	表流水 (自流)	急速ろ過・前塩素処理・粉末活性炭・マンガン接触ろ過	0.041	5	3.2	2	18.1	—	—	0.52	4.3	<p>現状設備においては、沈殿速度を速め、塩素注入率の調整を計り、有機物対応の活性炭に変更する方法があるが、基準値0.03に改定された場合、施設改良が必要になる。(処理方法を前塩素から中塩素に切替(注入点変更)したとしても、原水が有機物・鉄等を多く含んでいるため、取りきれない。)</p> <p>原水水温が高く、有機物濃度が多い為と考えられる。</p>
03	深井戸水	急速ろ過・前塩素処理	0.037	4	1.8	1.2	0	16.1~16.9	0	0.7	0	<p>原水に消毒副生成物の前駆物質が多い。凝集・沈殿処理はしていない。</p> <p>※当該浄水場は、平成 25 年 7 月に廃止。</p>
04	ダム直接	急速ろ過・前塩素処理・マンガン接触ろ過・アルカリ剤処理	0.031	4	1.5	0.9	2.8	—	—	0.83	0	<p>凝集沈殿、ろ過による除去 又は、粉末活性炭の使用による除去。(現行の施設で対応可能の見込み)</p> <p>上流に前駆物質の排出源の存在が予想される。</p>

地点	原水の種類	浄水処理方法	最高値	検査回数	全有機炭素 (TOC)		塩素注入率			遊離残留塩素濃度	活性炭注入率	高濃度検出の原因	高濃度検出を踏まえた対応
					原水	浄水	凝集・沈殿前	凝集・沈殿	沈殿後				
05	表流水 (自流)	粉末活性炭・急速ろ過・前塩素処理・中間塩素処理・後塩素処理	0.035	4	2.6	1	1	1.8	0.4	1.19	8	原水中の有機物と消毒用塩素剤の添加により生成されたもので、検査地点は当該浄水場系の末端給水栓で出口地点より遠距離 (50km) にあり、長時間の滞留による塩素との接触及び給水栓水の残留塩素確保のため、中間の配水施設 (4箇所) における追加塩素注入が影響と思われる。	水のトリハロメタン等消毒副生成物低減化を図っており、トリハロメタンの浄水目標値 (※) を設定し、末端給水栓水における適切な水質管理を行っている。また、各配水系統末端より常時排水を行い残留塩素の管理を行っている。 (※) クロロホルム 0.042mg/L (水質基準 (0.06mg/L) × 0.7) 以下を目標値とし、浄水場出口水 (浄水) においてクロロホルム 0.017 mg/L 程度を目標としている。
06	ダム放流	急速ろ過・前塩素処理・後塩素処理・アルカリ剤処理	0.031	12	1.1	0.6	1.95	0	0.2	0.57	0	採水日前日の降雨により濁度が上昇し、採水日当日も濁度が高い状況であったため、塩素注入率が通常時より多かった。	将来的に中間次亜注入装置を整備予定。
07	表流水 (自流)・浅井戸水	急速ろ過・前塩素処理・中間塩素処理・後塩素処理	0.04	12	1.4	1.2	不明	—	不明	0.9	—	平成 22 年 7 月 21 日の高濃度検出以降の検査においては、新基準値 (0.03mg/L) 未満である。今後は、定期の検査結果を注視し、塩素注入率についても注視していく。	平成 22 年 7 月 21 日の高濃度検出以降の検査においては、新基準値 (0.03mg/L) 未満である。今後は、定期の検査結果を注視し、塩素注入率についても注視していく。
08	深井戸水	急速ろ過・前塩素処理・マンガン接触ろ過	0.04	5	1.7	1.3	注入 (計測していない)	—	—	1.1	—	深井戸 2 本より取水しているが、原水の全有機炭素 (TOC) の量が多く、遊離残留塩素が高いためと思われる。	具体的な対策はとっていないが、平成 23 年度以降の最高値は 0.02 で現行基準の 1/10 以内となっている。また平成 26 年度中に現在使用している井戸からの取水を停止する予定。

地点	原水の種類	浄水処理方法	最高値	検査回数	全有機炭素 (TOC)		塩素注入率			遊離残留塩素濃度	活性炭注入率	高濃度検出の原因	高濃度検出を踏まえた対応
					原水	浄水	凝集・沈殿前	凝集・沈殿	ろ過以降				
09	表流水 (自流) ・浄水受水	急速ろ過・前塩素処理・後塩素処理・粉末活性炭	0.038	12	2.6	1.0	8.62	—	1.36	0.84	4.0	河川流量の増水に伴い、上流の支川に存在する前駆物質が本川に流入することが原因。 平成 22 年度当該浄水場給水栓のトリクロロ酢酸の検査結果は 4 月 0.025、8 月 0.011、11 月 0.010、2 月 0.035 だった。活性炭を 5 月から 11 月まで注入していることで、8 月と 11 月の検査結果が低くなっているものと思われる。 これは活性炭により前駆物質が吸着されたためと考えられ、原水中の前駆物質の多さによるものと思われる。	高濃度検出を踏まえた対応 他の浄水との混合希釈（自己水取水量の縮小を含む） 次重注入点の変更（前塩→中塩）
10	ダム直接	急速ろ過・前塩素処理・中間塩素処理・粉末活性炭・後塩素処理・アルカリ剤処理	0.035	4	3.1	1.4	3.5	—	0.5	1.1	—	平成 22 年度当該浄水場給水栓のトリクロロ酢酸の検査結果は 4 月 0.025、8 月 0.011、11 月 0.010、2 月 0.035 だった。活性炭を 5 月から 11 月まで注入していることで、8 月と 11 月の検査結果が低くなっているものと思われる。 これは活性炭により前駆物質が吸着されたためと考えられ、原水中の前駆物質の多さによるものと思われる。	粉末活性炭の使用 前塩素の注入をできるだけ抑えて、後塩素の注入率を多くする。

地点	原水の種類	浄水処理方法	最高値	検査回数	全有機炭素 (TOC)		塩素注入率		遊離残留塩素濃度	活性炭注入率	高濃度検出の原因	高濃度検出を踏まえた対応
					原水	浄水	凝集・沈殿前	凝集・沈殿・沈ろ過				
11	表流水 (自流)	急速ろ過・前塩素処理・後塩素処理	0.037	4	2.3	1.9	0	3.5	0.14	0.78	0	当該浄水場では、上記に記した水温上昇による沈殿処理の悪化について、構造的な原因のため要因を取り除くには大規模な改修を要する。また、当該浄水場には粉末活性炭注入設備が設置されており、当面設置する計画もないことから、塩素注入点の変更等に対応することとなると思われるが、水質基準値が0.03 mg/Lとなった場合は水質基準を遵守できない可能性があると考えられる。(参考：近年の水質検査データを確認したところ、0.03 mg/Lを超えている浄水場が他に2箇所あり、そちらの浄水場も対応が難しいと考えられる。)
12	ダム直接	急速ろ過・前塩素処理・中間塩素処理・後塩素処理・粉末活性炭・多層ろ過・アルカリ剤処理	0.038	4	5.5	2.4	0	3.7	1	0.56	10	粉末活性炭の注入量を増、塩素注入点の変更、配水池の水位調整、管末端での捨水
13	表流水 (自流)	急速ろ過	0.036	4	1.5	1	1	2	—	0.3	0	夏場の水質悪化時には、塩素の注入点を前から後塩素注入に変更する。

地点	原水の種類	浄水処理方法	最高値	検査回数	全有機炭素 (TOC)		塩素注入率		遊離残留塩素濃度	活性炭注入率	高濃度検出の原因	高濃度検出を踏まえた対応
					原水	浄水	凝集・沈殿前	凝集・沈殿後				
14	深井戸水	急速ろ過・前塩素処理・後塩素処理	0.035	4	2.2	1.6	—	—	0.74	—	本水源（深井戸）の水質はマンガン及び有機分を多く含む。マンガンを除去のために接触ろ過方式を採用しているが、ろ材活性のために一定の次亜塩素酸ナトリウム濃度が必要となる。H22年の最高値が検出された時点において、併せて測定した給水栓の遊離残留塩素濃度については基準値内ではあるが高めである。このことにより消毒副生成物が基準値近くまで生成されたと推測される。当施設において次亜塩素酸ナトリウムは定量注入による。また浄水中残留塩素濃度の常時監視は行われていないため、有機分の変動により次亜塩素酸ナトリウム注入量の過多が生じ、比較的高い数値が生じたと考えられる。	他水源の混合希釈により対応しているが、混合用の水を供給する水源については慢性的に水量の不足している水系であり苦慮している。基準が変更された場合は前処理等の浄水方法の見直しが必要となると考えられるが、時間的・金銭的にH27年度からの更新は難しいと考えている。

地点	原水の種類	浄水処理方法	最高値	検査回数	全有機炭素 (TOC)		塩素注入率			遊離残留塩素濃度	活性炭注入率	高濃度検出の原因	高濃度検出を踏まえた対応
					原水	浄水	凝集・沈殿前	凝集・沈殿	ろ過以降				
15	表流水 (自流)	膜ろ過	0.041	4	1.1	0.8	不明	不明	0.46	0.1	0	原水上流域は森林であり、原水水質ではフミン質由来による色度が検出されているため、消毒副生成物の前駆物質となっているものと想定される。 当該検査地点は、山間僻地にあるため配水量も少なく、浄水場以降の各配水場における滞留時間が長い。	夏季における管末放水量増加による水の入れ替え。 消毒用次亜塩素酸ナトリウムの適正管理 (気温の低い場所での保管、適正量の購入)。 塩素注入率の適正化 (維持管理業者によるこまめな対応)。
16	ダム放流 ・表流水 (自流)	急速ろ過・前塩素処理・後塩素処理	0.04	4	2.4 (前日のデータ)	1.3	3.52	—	0.55	0.63	—	水質検査日の前日・前々日に降雨が見られ、主水源である河川が高濁度になったため、前塩素の注水量が増加した。そのため、通常より消毒副生成物の増加が見られた。 翌年度より、前塩素処理から中間塩素処理に切替え、消毒副生成物の抑制を実施。 【検出状況】 ・平成 23 年度 全地点最高値：< 0.02mg/L ・平成 24 年度 全地点最高値：0.03mg/L ※基準が強化されれば厳しいとのコメントあり。	

地点	原水の種類	浄水処理方法	最高値	検査回数	全有機炭素 (TOC)		塩素注入率		遊離残留塩素濃度	活性炭注入率	高濃度検出の原因	高濃度検出を踏まえた対応	
					原水	浄水	凝集・沈殿前	凝集・沈殿後					
17	表流水 (自流)	緩速ろ過・後塩素処理	0.033	4	2.9	1.4	—	—	1	0.96	—	<p>水源となつている河川は市の中心部を流れ、上流域には住宅地等からの生活雑排水の流入が多</p> <p>大である。</p> <p>水源となつている河川は市の中心部を流れ、上流域には住宅地等からの生活雑排水の流入が多</p> <p>大である。</p>	<p>高濃度検出を踏まえた対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ・他水源との混合希釈はトリクロ酢酸濃度が高くなる夏季において水利権の問題で不可能。 ・粉末活性炭等前処理施設は施設種・規模の検討、敷地確保・設備建設等に時間及びコストがかかるため現実的でない。 ・現状の管路網では、管末到達までに時間がかかる。したがって、残塩濃度確保のため浄水場注入点にて高めの注入率となつている。配水池での注入も考えられるが、トリクロ酢酸生成の時間的余裕を得られるかどうかは明確ではない。 <p>また、浄水場での注入率を下げた場合、管路網上にて複数の追塩設備が必要となるため現実的ではない。</p> <p>これらを踏まえ、具体的な対策については塩素注入率の現状以上の厳密な管理を行うことに限られると思われる。</p>

地点	原水の種類	浄水処理方法	最高値	検査回数	全有機炭素 (TOC)		塩素注入率		遊離残留塩素濃度	活性炭注入率	高濃度検出の原因	高濃度検出を踏まえた対応
					原水	浄水	凝集・沈殿前	凝集・沈殿				
18	ダム直接・湖沼水・伏流水	急速ろ過・前塩素処理・マンガン接触ろ過・アルカリ剤処理・二段凝集処理	0.05	4	2	1.5	3.7	—	0.8	—	原水に前駆物質が多く存在していると思われる。	塩素注入率を調整。基準が変更された場合は、粉末活性炭注入設備等が必要となると思われる。施設整備には調査・検討が必要であり、平成27年度から対応は時間的・費用的に困難であると思われる。
19	ダム直接	急速ろ過・前塩素処理・後塩素処理・マンガン接触ろ過・アルカリ剤処理	0.06	4	3.2	2.0	3.7	1.0	1.05	—	水源がダムであるため、地下水等に比べるとTOC(前駆物質)の値が高く、次亜塩素酸ナトリウムと炭素が反応しトリクロロ酢酸が発生しやすい傾向にある。	離島であるため、代替水源がないのが実情である。現状の設備では、塩素注入率の調整で対応している。
20	湖沼水	急速ろ過・中間塩素処理	0.05	4	2.7	1.8	6.3	5.2	0.6	—	池を原水として取水している当浄水場の原水は、夏場には水の循環しにくい成層状態になり池上層部はプランクトン藻類の増殖、池底部は鉄・マンガン等有機物が多くなり、原水取水口は池中間層に設置してあるが、有機物の形成層が広がり有機物等の量が多くなり、浄水処理過程において塩素注入により水中の有機物質と反応し生成されたと思われる。	当浄水場は原水中の有機物の量が多いため、ろ過処理前に前処理施設にてエアレーション、砂ろ過及び塩素注入にて出来るだけ水中の有機物を除去し浄水処理を行っている。特に夏場においては塩素酸を含め消毒副生成物の生成を抑えるよう、塩素の注入量の監視及び前処理でのエアレーション量の調整を行なう。前処理用のろ過砂は年1回は洗浄し、3年に1回は抜替を行っている。

地点	原水の種類	浄水処理方法	最高値	検査回数	全有機炭素 (TOC)		塩素注入率		遊離残留塩素濃度	活性炭注入率	高濃度検出の原因	高濃度検出を踏まえた対応
					原水	浄水	凝集・沈殿前	凝集・沈殿後				
21	表流水 (自流)	緩速ろ過	0.034	4	0.52	0.79	—	—	0.3	—	塩素酸など、他の消毒副生成物の濃度も高い事などから推測し、当該浄水場における次亜塩素酸ソーダの保管方法に問題があり、劣化・分解が進んでいたものと推測している。 水源上流域での排出源の有無に關しては、当該地区は山間部の集落であり、水源上流域は全域が山林で、人家もほとんど無いことなどから水源汚染の可能性はないものと考ええる。	滅菌に使用する次亜塩素酸ソーダの保管方法・期間等を改め、温度管理が可能な他の浄水場に保管し、当該浄水場には最低限の量(注入設備の100リットルタンクに希釈投入したもの)のみ保管する対応を徹底した。 ※平成22年度以降、数値も高濃度で検出されることもなく、極めて低い値となっているとのコメントあり。
22	湖沼水・ 浄水受水	急速ろ過・緩速ろ過・前塩素処理・後塩素処理	0.05	4	2.7	1.7	0	0	1.08	0	貯水池のプランクトンが増殖し濃度が上昇した可能性がある。	・前駆物質との接触量を低減させるため、前塩素の注入率を変更 ・貯水池の揚水地点の変更

単位：mg/L ※検査回数を除く。

「原水の種類」「浄水処理方法」「最高値」「検査回数」出典：水道統計水質編（平成22年度）－（公社）日本水道協会

※アンケート結果を踏まえ、一部改変。